

令和 6 年 7 月 4 日開催

第4回 添田町水道事業検討委員会資料

■目 次

1. 第3回検討委員会の振り返り ······ 1 ~ 5
2. 加入金及び手数料の改定について ······ 6 ~ 7
3. 料金プランの選定 ······ 8 ~ 13
4. 13mm一般用以外の使用者への配慮 ··· 14 ~ 18
5. 今後のスケジュール ······ 19

1. 第3回検討委員会の振り返り

これまでの検討委員会での方針



上水道・簡易水道の料金統一
用途別料金体系から口径別料金体系へ
加入金及び手数料の改定

県内簡易水道事業の状況

市町村名	事業区分	料金体系	簡水地区	備考
福岡市	上水道+簡易水道	統一料金	小呂島（離島）	
宗像市	上水道+簡易水道	別料金	大島・地島（離島）	宗像地区事務組合
福津市	上水道+簡易水道	別料金	元木（山間部）	宗像地区事務組合
新宮町	上水道+簡易水道	別料金	相島（離島）	
みやこ町	上水道+簡易水道	統一料金	岩屋河内	伊良原ダム開発の補償事業で県が整備、H20年12月にみやこ町に譲渡
上毛町	簡易水道のみ	—		京築地区水道企業団からの受水
うきは市	簡易水道のみ	—	富永・鷹取	水道普及率10%以下
朝倉市	上水道+簡易水道	別料金	寺内	定額制、ダム建設による井戸枯れの補償で始まった事業
東峰村	簡易水道のみ	—		
宮若市	上水道+簡易水道	統一料金	旧若宮地区	
添田町	上水道+簡易水道	別料金	英彦山・落合 上中元寺・下中元寺	
赤村	簡易水道のみ	—		

上水道と簡易水道の料金統一に向けて

添田町の水道料金 2つの料金体系が存在

上水道・下中元寺 ━━━━━━ 一般家庭の基本料金1,067円（税込）

英彦山・落合・上中元寺 ━━━ 一般家庭の基本料金2,596円（税込）

料金に差が生じている理由 ━━━━━━
施設を当初整備した際に、町が負担した費用の違いにより上水道－簡易水道間で料金の差が生じている。また、簡易水道は給水人口が少ないため、1人当たりの負担が大きくなっている。

給水戸数・給水人口の動き

年度	平成15年度	平成25年度	令和5年度
上水道給水戸数	3,958戸	3,743戸（減少率 5.4%）	3,414戸（減少率 8.8%）
簡易水道給水戸数	669戸	647戸（減少率 3.3%）	606戸（減少率 6.3%）
給水人口（上水道+簡易水道）	11,313人	9,273人（減少率 18.0%）	7,732人（減少率 16.6%）

前頁の表のとおり、今後は上水道・簡易水道ともに給水戸数・給水人口が減少していくため、1人当たりの負担は必ず大きくなっていく。

各水道施設の現状

事業名	上水道事業	下中元寺地区 簡易水道	英彦山地区 簡易水道	落合地区 簡易水道	上中元寺地区 簡易水道
建設年（当初）	昭和32年	昭和50年	昭和56年	昭和62年	昭和59年
経過年数	67年	49年	43年	37年	40年

水道施設の法定耐用年数

更新の時期に入っている

滅菌設備
計測設備

ポンプ設備
薬品注入設備

10年
15年

短い

水道管
40年

浄水設備
配水設備

60年

長い

現在、添田町では建設当初の水道施設の減価償却も終わりが近づき、更新の時期に突入しています。今後も上水道と簡易水道ともに人口が減少していく中で運営を続けていかなければなりません。

近年では全国的に大雨や地震による水道施設や水道管への被害が多く確認されています。添田町でも同様に、大雨や大寒波により水道管が破損したり、水道施設が被災した経験があります。

今後の水道事業においては、耐用年数が一番経過し、給水人口が多い上水道の施設及び管路更新が中心となります。それと並行し、上水道と簡易水道の統合、緊急時の連携（上水道の水を簡易水道へ、簡易水道の水を上水道へ給水）等も視野に、更新計画を立てていく必要があります。その際、水道料金に格差があることが障害になる恐れがあります。

これらのことからふまえ、今回の料金改定においては、同じ添田町の水道使用者間では平等であり、かつ、今後の添田町の水道事業運営を安定的、持続的なものにするためにも料金統一が必要と判断しました。

2. 加入金及び手数料の改定について

■加入金改定案

現 行		(税込)	
口 径	加入金	改 定 後	
13 mm	33,000円	13 mm	66,000円
20 mm	66,000円	20 mm	132,000円
25 mm	132,000円	25 mm	264,000円
40 mm	440,000円	40 mm	880,000円
50 mm	880,000円	50 mm	1,760,000円
75 mm 以上	1,650,000円	75 mm 以上	3,300,000円

(参考)

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	(税込)
県内事業体 の平均金額	98,138円	192,749円	322,512円	1,024,098円	1,638,355円	3,359,027円	

■手数料改定案

現 行		改 定 後	
内 容	手数料	内 容	手数料
審査手数料	1,500円	審査手数料	3,000円
検査手数料	1,500円	検査手数料	3,000円

(参考)

手数料の種類	審査手数料	検査手数料
県内事業体の平均金額	3,532円	2,864円

3. 料金プランの選定

(税抜き)

料金体系				
内 容	用 途	基本料金	超過料金	
A プラン 基本水量 13~25mm 8m ³ まで 40~75mm 15m ³ まで 超過料金 全口径 230円	上水道・簡易水道	13mm	2,260 円	230 円
		20mm	2,460 円	
		25mm	2,860 円	
		40mm	5,560 円	
		50mm	6,860 円	
		75mm	8,760 円	
		100mm	11,460 円	
		13mm	1,610 円	
B プラン 基本水量 13~25mm 8m ³ まで 40~75mm 15m ³ まで 超過料金 全口径 300円	上水道・簡易水道	20mm	1,810 円	300 円
		25mm	2,210 円	
		40mm	4,910 円	
		50mm	6,210 円	
		75mm	8,110 円	
		100mm	10,810 円	
		13mm	1,430 円	
		20mm	1,630 円	
C プラン 基本水量 13~25mm 8m ³ まで 40~75mm 15m ³ まで 超過料金 全口径 320円	上水道・簡易水道	25mm	2,030 円	320 円
		40mm	4,730 円	
		50mm	6,030 円	
		75mm	7,930 円	
		100mm	10,630 円	

各プラン別13mm利用者（一般家庭）の水道料金の比較

(税込)

使用水量 m ³	現行 超過料金 242円		A 超過料金 253円		B 超過料金 330円		C 超過料金 352円				
	基本料金		基本料金	改定率		基本料金	改定率		基本料金	改定率	
	上水道	簡易水道	金額	上水道	簡易水道	金額	上水道	簡易水道	金額	上水道	簡易水道
0~8	1,067円	2,596円	2,486円	133.0%	-4.2%	1,771円	66.0%	-31.8%	1,573円	47.4%	-39.4%
10	1,551円	3,080円	2,992円	92.9%	-2.9%	2,431円	56.7%	-21.1%	2,277円	46.8%	-26.1%
20	3,971円	5,500円	5,522円	39.1%	0.4%	5,731円	44.3%	4.2%	5,797円	46.0%	5.4%
30	6,391円	7,920円	8,052円	26.0%	1.7%	9,031円	41.3%	14.0%	9,317円	45.8%	17.6%
40	8,811円	10,340円	10,582円	20.1%	2.3%	12,331円	40.0%	19.3%	12,837円	45.7%	24.1%
50	11,231円	12,760円	13,112円	16.7%	2.8%	15,631円	39.2%	22.5%	16,357円	45.6%	28.2%
60	13,651円	15,180円	15,642円	14.6%	3.0%	18,931円	38.7%	24.7%	19,877円	45.6%	30.9%
70	16,071円	17,600円	18,172円	13.1%	3.3%	22,231円	38.3%	26.3%	23,397円	45.6%	32.9%
80	18,491円	20,020円	20,702円	12.0%	3.4%	25,531円	38.1%	27.5%	26,917円	45.6%	34.5%
90	20,911円	22,440円	23,232円	11.1%	3.5%	28,831円	37.9%	28.5%	30,437円	45.6%	35.6%
100	23,331円	24,860円	25,762円	10.4%	3.6%	32,131円	37.7%	29.2%	33,957円	45.5%	36.6%

○口径13mm(一般用)の場合

現行水道料金 基本水量 8m³まで 上水道 基本料金 970円 超過料金 220円

簡易水道 基本料金 2,360円 超過料金 220円

Aプラン

基本水量 8m³まで 基本料金 2,260円 (上水道比較 +1,290円) 超過料金 230円 (1 m³あたり +10円)

現行の簡易水道の基本料金に上水道の基本料金をあわせ、収入不足の大部分を基本料金の改定により賄うプラン

基本料金での収入が多いため、安定した収入は見込める。算定期間内の7年度と11年度での収入の変化は3つのプランでは一番少なくなっている。しかし、上水道については改定率が高くなり、今まで基本料金のみ支払っていた使用水量が0m³の使用者が一斉に閉栓する恐れがあるため、収入の急激な減少を招く恐れがある。

Bプラン

基本水量 8m³まで 基本料金 1,610円 (上水道比較 +640円) 超過料金 300円 (1m³あたり +80円)

基本料金を現行の上水道と簡易水道の平均値近くに設定し、基本料金での収入の安定化を図りつつ、基本水量を超過した使用者にも配慮したプラン

基本料金での収入でも安定した収入が見込める。超過水量に頼っていないため、使用水量の減少にも対応ができる。

Cプラン

基本水量 8m³まで 基本料金 1,430円（上水道比較 +460円） 超過料金 320円（1m³あたり +100円）

上水道の基本料金の値上げ幅を抑えて、上水道の各使用水量の改定率を均等になるように設定されたプラン

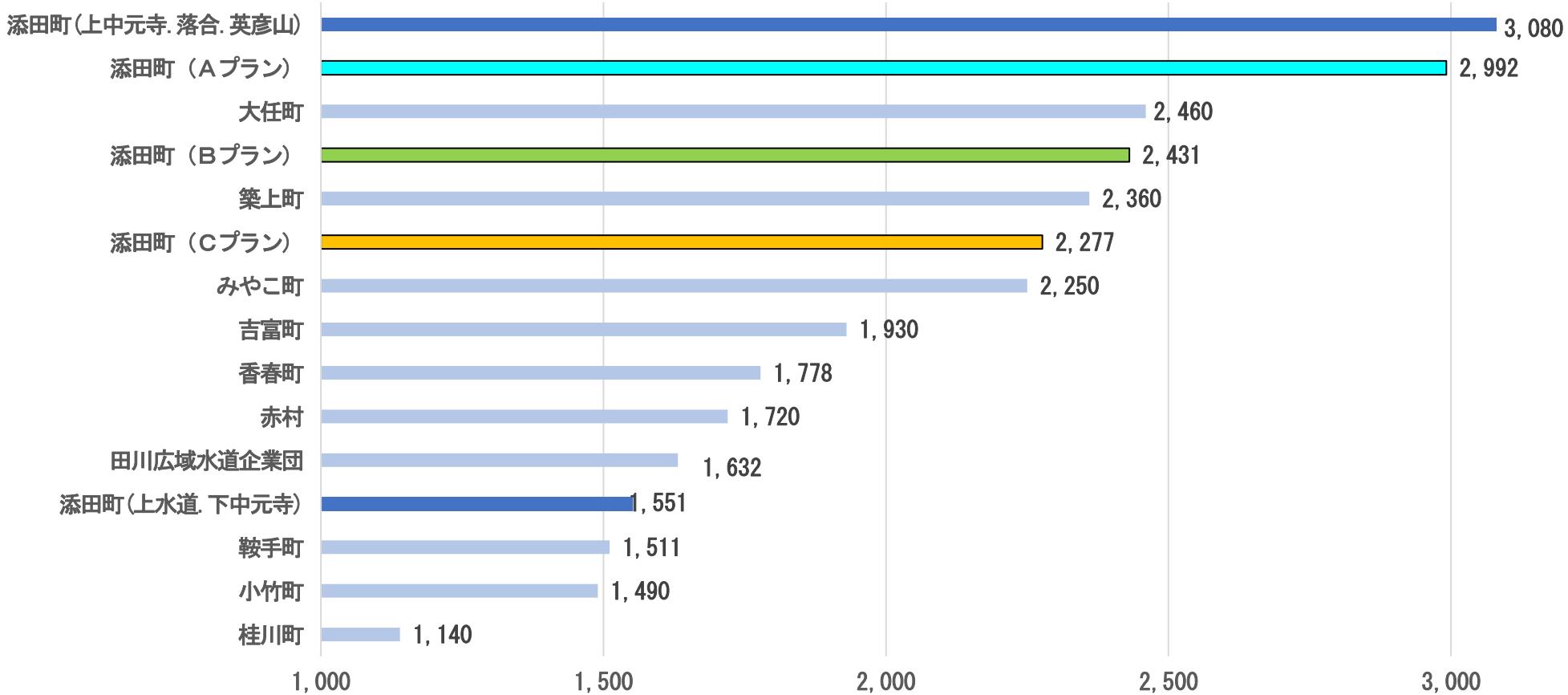
上水道の使用者全体で改定率が平等になっているため、上水道使用者間の公平性が保たれている。

添田町では1番多い使用水量10m³付近の使用者に対して、3つのプランの中では1番配慮されたプランとなっている。

【田川市郡及び近隣の給水人口15,000人以下の町村との比較】

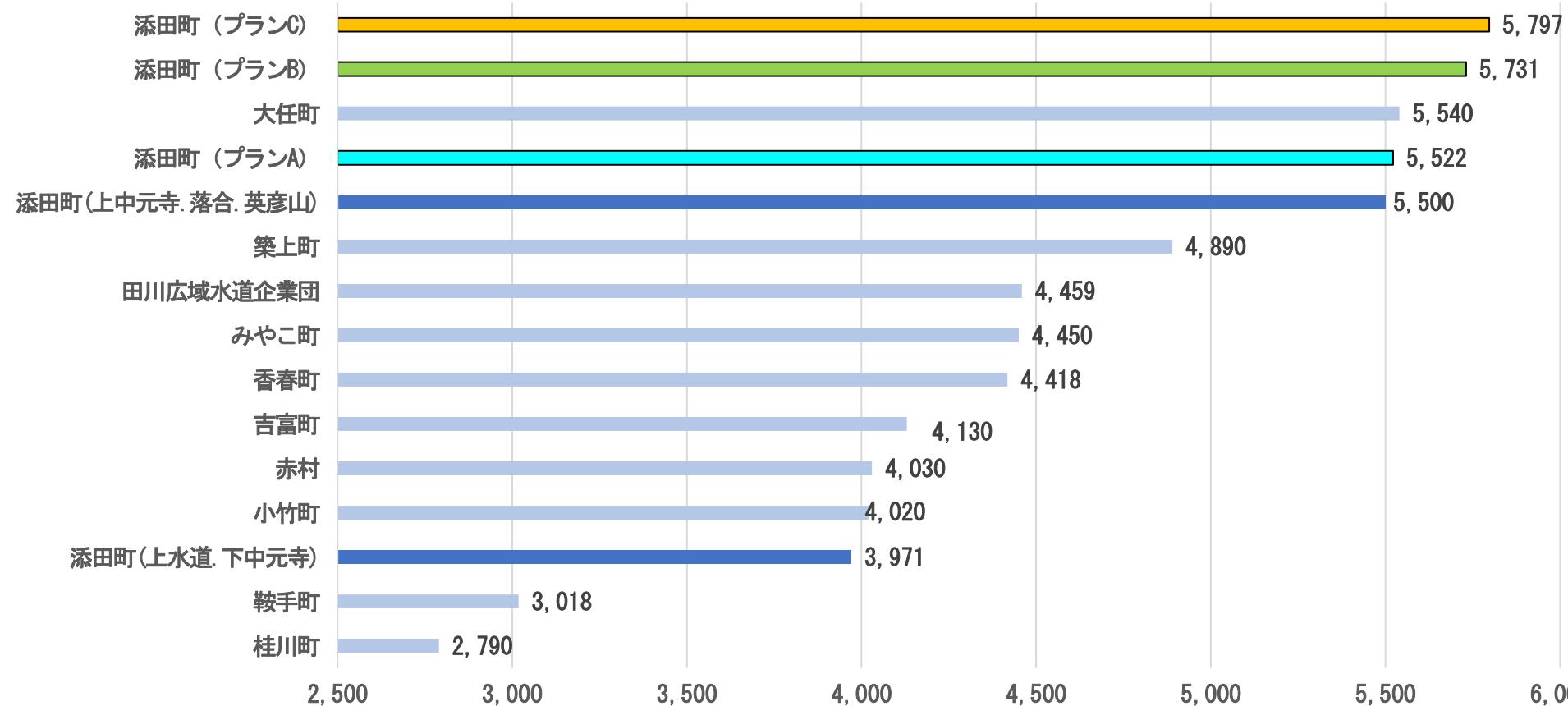
◇口径13mm、使用水量10m³使用した場合
(メーター使用料、消費税含む)

(単位：円)



◇口径13mm、使用水量20m³使用した場合
(メーター使用料、消費税含む)

(単位：円)



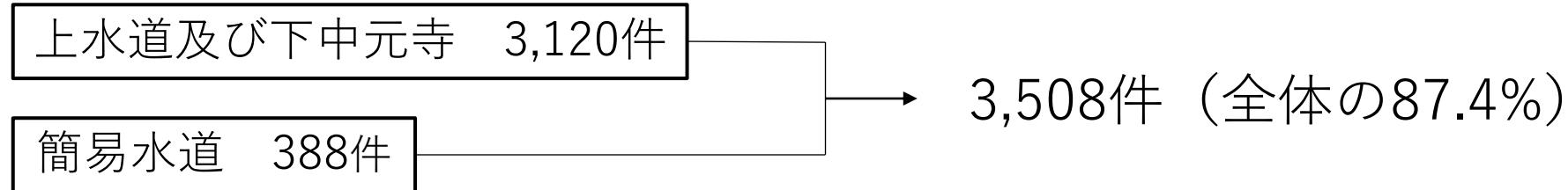
4. 13mm（一般用）以外への配慮

現在の口径別用途別の使用件数

上 水 道 ・ 下 中 元 寺							
用途	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	合計
一般用	3,120	249	17	1	0	0	3,387
営業用	76	11	6	3	0	0	96
団体用	7	7	24	18	10	2	68
一時用	19	6	1	1	0	0	27
合計	3,222	273	48	23	10	2	3,578

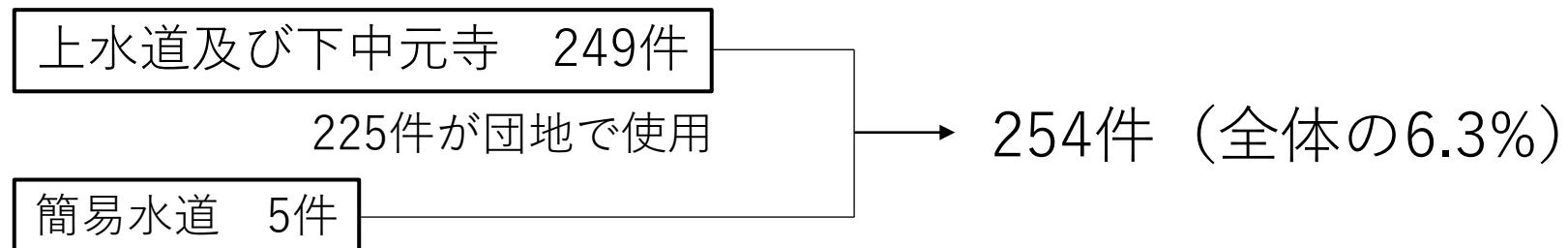
簡 易 水 道							
用途	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	合計
一般用	388	5	4	1	1	0	399
営業用	5	4	1	0	0	0	10
団体用	1	1	4	4	3	1	14
一時用	14	0	0	0	0	0	14
合計	408	10	9	5	4	1	437

水道使用者で一番多いのが13mm一般用（主に一般家庭）



全体の87%の使用者が先ほどの料金選定で示した改定率となります。

次に多いのが20mm一般用（主に県営団地・建替え後の町営団地）



13mm一般用と比較しても改定率に大きな差はない。

上記の使用者が添田町の水道使用者の 93.7% を占めている。

13・20mm一般用以外は253件（全体の6.3%）

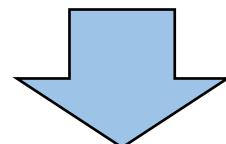
その中でも、用途別口径別の料金体系から口径別の料金体系へ変更するにあたって、下記の使用者が改定率が高くなる可能性がある。（別資料参照）

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	合計
一般用	—	—	12件	1件	—	—	13件
営業用	—	—	1件	—	—	—	1件
団体用	—	1件	1件	5件	2件	—	9件

計 23件

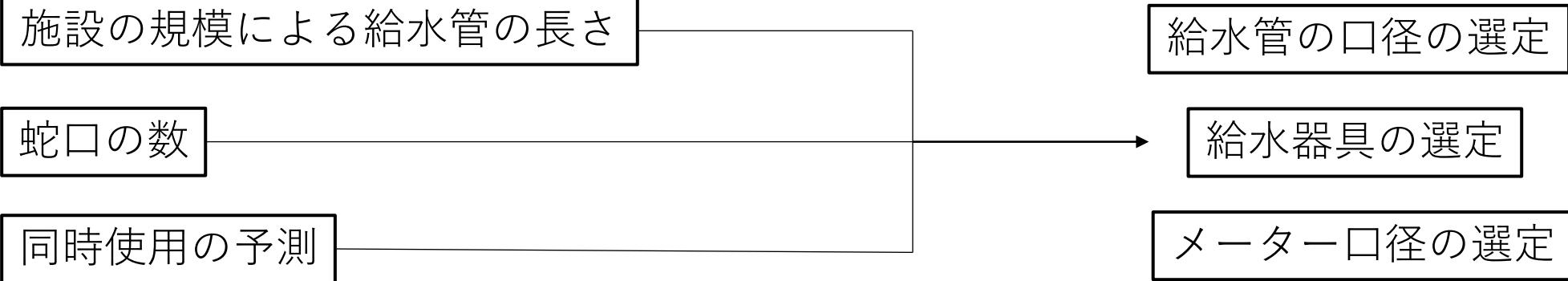
改定率が高くなる要因

令和5年度の使用水量の実績値にて検証



水道メーターの口径が実際の使用状況にあっていない

設計当初



※例：一般家庭でお風呂とキッチンで水を同時に使用している際、その他の蛇口では水の出が通常時より悪くなる。

規模が大きくなればなるほど、しっかりと予測し、設計することが重要。

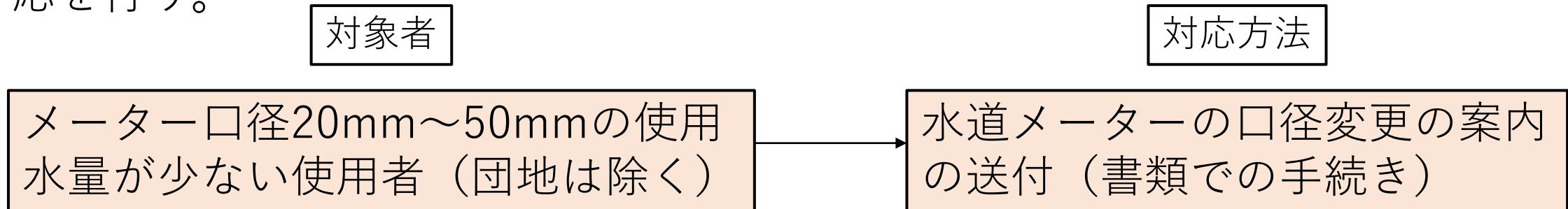
一定の水量を使っていた施設が、現在は人口の減少に伴い利用者が減少している。その結果、水道の使用水量も減少している。

また、事業の廃止等で使用水量が減少している箇所もある。

これらのこと踏まえて改定率が高くなる使用者への対応を検討

改定率が高くなる可能性がある使用者への対応

料金改定を周知するのにあわせて、対象となりうる使用者へは下記の内容の対応を行う。



50mm⇒40mm、40mm⇒25mm、25mm⇒20mm、20mm⇒13mmのようにメーター口径を1段階小さくすると基本料金は安くなる。
しかし、使用実態に合わない口径変更は水の出が悪くなるなどのリスクもある。

上記の使用者にはしっかりと説明を行い、使用実態の確認、協議を行ったうえで、適切な水道メーターの設置を行う。

5. 今後のスケジュール

委員会	主な内容	時 期
第1回	・委嘱状交付・委員長及び副委員長の選任・諮問書伝達 ・委員会の趣旨・水道事業の概要・水道事業の現状及び課題	令和6年2月19日 実施
第2回	・第1回検討委員会の補足説明・料金体系の考え方 ・水道料金改定（案）について	4月22日 実施
第3回	・第2回検討委員会の振り返り・総括原価の算定 ・料金プランの選定・今後のスケジュール	5月28日 実施
第4回	・料金改定（案）の審議・意見集約	7月4日
第5回	・答申（案）審議及び決定	7月末（予定）
町長への答申		8月（予定）
料金改定案に基づき条例改正案の上程（9月議会）		9月（予定）
料金改定		令和7年4月（予定）